

# 農業委員会臨時総会議事録

1. 日 時 令和6年5月24日（金） 午後1時31分～

2. 場 所 野辺地町観光物産PRセンター 2階イベントホール

3. 会議に出席した委員

1番 福 士 重 光	2番 魚 住 ゆり子	3番 二ツ森 均
4番 杉 山 福 行	5番 野 坂 長太郎	8番 高 松 誠
9番 田 村 敬 一		

4. 会議に欠席した委員

6番 村 山 勝 雄      7番 野田頭 政 子

5. 会議に出席した職員

事務局長 上野 義孝      事務局長補佐 上野 優  
総括主査 吹越 麻衣子

6. 会議に付した案件

議案第6号 農山漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気発電の促進に関する法律第7条第4項の規定に基づく設備整備計画の協議に係る意見について

7. 議事の概要

以下のとおり。

---

【開会時刻 13時31分】

議長

ただいまから、野辺地町農業委員会、臨時総会を開会いたします。  
本日の出席委員数は7名です。定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。

本日の付議案件は1件となっております。

事務局に説明させますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

慣例により議事録署名者は議長の指名で差し支えありませんか。

委員

(異議なし)

議長

異議なしと認め、4番 杉山 委員と、8番 高松 委員にお願いします。

議事に入ります。

「議案第6号 農山漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気発電の促進に関する法律第7条第4項の規定に基づく設備整備計画の協議に係る意見について」を議題といたします。

事務局の説明をもとめます。

事務局

議案書1ページ及び資料1をお開き願います。

議案第6号 農山漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気発電の促進に関する法律、以下「農山漁業再エネ法と省略させていただきます」、第7条第4項の規定に基づく設備整備計画の協議に係る意見についてご説明いたします。

野辺地町再生可能エネルギー基本計画に基づき実施する予定である、〇〇〇〇について、〇〇〇〇から認定申請がありました。申請の土地について、農地が含まれていたため、農山漁業再エネ法第7条第5項第2号で定められている、農地法第5条第2項の規定（不許可要件に該当する場合には許可できない）により農地法第5条第1項の許可をすることができない場合に該当しないか、青森県構造政策課より意見照会がありましたので、意見を決定するため協議するものであります。

【議案書をもとに説明】

議案第6号については以上です。

議長

それでは議案第6号について、御審議願います。

御意見等ございませんか。

5番

これ、風力で何ワットくらい、家何軒分の発電が出来るもんなの。

事務局

すみません、家何軒分か把握していませんでした。

5番

〇〇〇〇にあるやつより大きいの。

事務局

あれは日本で一番大きいやつです。今建てるものは国内で8基ほどある大きさのものとのことです。

5番	あれでどのくらいのワット数なのか。
事務局	調べてお知らせいたします。
5番	いやいい。ただ、あれより大きいか小さいか。あれよりは小さいんだな。
事務局	はい。
会長	ここって周りには何もありませんよね。
事務局	そうです、何もありません。
5番	ここあれ、〇〇〇〇でないが。
事務局	そうです。
8番	この転用は一時的ではなくもうずっと。
事務局	そうです。
8番	もし仮にさ、風車が壊れてもまた建てるの。建てて、恒久的な転用にするの。
事務局	風車が壊れても直さないでそのままということですか。
会長	そうじゃなく、新しいのを更新していくっていうこと。
事務局	そうです。大体20年スパンで更新をしていくっていうことです。
8番	20年だったら恒久転用。
5番	六ヶ所みたいに壊れたら、ああいう状態になったら直すっていうことだな。
会長	最近撤去したんじゃないかな。
議長	県がいいっていえばいいのでは。そういうわけではないのか。
事務局	そうです、県が、基本農業委員会で転用の場合、農業委員会で許可の要件に該当しますと県の方にいつもあげるんですが、その逆バージョンになります。
議長	それでは、議案第6号について、県からの本計画の意見照会に対し、同法第7条第5項第2号に掲げる行為の要件に該当しない旨、回答することにご異議ございませんか。
	異議ないものと認め、議案第6号は該当しない旨、回答することに決定

いたします。以上を持ちまして、本日の議事を終了いたします。

**【閉会時刻 13時39分】**